



平成27年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ホギメディカル  
代表者名 代表取締役社長 保木 潤一  
(コード番号 3593 東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員 管理部 部長 大橋 進  
(電話 03-6229-1300)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月19日開催予定の当社第54期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ① 当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため事業目的を追加するとともに、文言の整理及び所要の変更を行うものであります。
- ② 平成27年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行されたことに伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日	平成27年6月19日
定款変更の効力発生日	平成27年6月19日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医療用消耗品の製造販売</p> <p>2. 医療機器の製造販売</p> <p>3. <u>医療用機械器具の製造販売</u></p> <p>4. <u>医療用記録紙の製造販売</u></p> <p>5. <u>不織布による製品の製造販売</u></p> <p>6. <u>医薬品の販売</u></p> <p>7. <u>化粧品</u>の製造販売</p> <p>8. <u>医薬部外品の製造販売</u></p> <p>9. <u>劇物、毒物の販売</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>10. <u>上記各物品及びその原材料の輸出入</u></p> <p>11. <u>クリーンルームの設計、施工及び附帯する建築工</u> <u>事</u></p> <p>12. <u>焼却炉の設計、施工及び附帯工事</u></p> <p>13. <u>コンピューターソフトウェア及び周辺機器の開発</u> <u>設計、製造販売、リース、メンテナンス</u></p> <p>14. <u>コンピューターによる情報処理業務及び情報提供</u> <u>サービス</u></p> <p>15. <u>不動産の賃貸借、管理</u></p> <p>16. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠 監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>④ (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医療用消耗品の製造<u>及び販売</u></p> <p>2. 医療機器<u>及び医療用機械器具</u>の製造、<u>販売、賃貸、</u> <u>修理、洗浄及び滅菌</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>3. <u>医療用記録紙の製造及び販売</u></p> <p>4. <u>不織布による製品の製造及び販売</u></p> <p>5. <u>医薬品、劇物及び毒物の販売</u></p> <p>6. <u>化粧品及び医薬部外品の製造及び販売</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>7. <u>食品及び食品添加物の開発、製造及び販売</u></p> <p>8. <u>上記各物品及びその原材料の輸出入</u></p> <p>9. <u>クリーンルームの設計、施工及び附帯する建築工</u> <u>事</u></p> <p>10. <u>焼却炉の設計、施工及び附帯工事</u></p> <p>11. <u>コンピューターソフトウェア及び周辺機器の開発</u> <u>設計、製造販売、リース及びメンテナンス</u></p> <p>12. <u>コンピューターによる情報処理業務及び情報提供</u> <u>サービス</u></p> <p>13. <u>不動産の賃貸借及び管理</u></p> <p>14. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠 監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>④ (現行どおり)</p>